

明石市P P P／P F I 手法導入優先的検討の基本方針

1 趣旨

極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備及び運営を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による地域経済の発展を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要である。

本市では、指定管理者制度や包括的民間委託を導入するなど、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、市民サービスの向上と効率的な事業運営を図ってきたところであるが、今後、P F I 手法も含めた民間活力のさらなる活用を図るため、公共施設等の整備等にあたり、従来型手法に優先して多様なP P P／P F I 手法を検討することとする。

2 定義

本基本方針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

P F I 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）
公共施設等	<p>P F I 法第2条第1項に規定する公共施設等</p> <p>第二条 この法律において「公共施設等」とは、次に掲げる施設（設備を含む。）をいう。</p> <p>一 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設</p> <p>二 庁舎、宿舎等の公用施設</p> <p>三 賃貸住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設</p> <p>四 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く。）、観光施設及び研究施設</p> <p>五 船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星（これらの施設の運行に必要な施設を含む。）</p> <p>六 前各号に掲げる施設に準ずる施設として政令で定めるもの</p>

公共施設整備事業	PFI法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業 2 この法律において「特定事業」とは、公共施設等の整備等（ <u>公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。</u> ）に関する事業（市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を含む。）であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。
公共施設等運営事業	PFI法第2条第6項に規定する公共施設等運営事業 6 この法律において「公共施設等運営事業」とは、 <u>特定事業であって、第十六条の規定による設定を受けて、公共施設等の管理者等が所有権（公共施設等を構成する建築物その他の工作物の敷地の所有権を除く。第二十九条第四項において同じ。）を有する公共施設等（利用料金（公共施設等の利用に係る料金をいう。以下同じ。）を徴収するものに限る。）について、運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）を行い、利用料金を自らの収入として收受するもの</u> をいう。
運営等	PFI法第2条第6項に規定する運営等（条文は上記参照）
公共施設等運営権	PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権 7 この法律において「公共施設等運営権」とは、 <u>公共施設等運営事業を実施する権利</u> をいう。
利用料金	PFI法第23条に規定する利用料金 第二十三条 公共施設等運営権者は、利用料金を自らの収入として收受するものとする。 2 利用料金は、 <u>実施方針に従い、公共施設等運営権者が定めるもの</u> とする。この場合において、 <u>公共施設等運営権者は、あらかじめ、当該利用料金を公共施設等の管理者等に届け出なければならない。</u>
整備等	建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、市民に対するサービスの提供を含む
優先的検討	本規定に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するにあたって、多様なPPP／PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること
事業担当課	公共施設等を所管する部署
明石市PFI基本方針	明石市において、PFIを検討・実施する上で基本的な考え方及び進め方を取りまとめたもの

3 対象とするPPP／PFI手法

本基本方針で対象としている主なPPP／PFI手法は、次に掲げるものとする。なお、これらは主なものであり、ここに記載のないPPP／PFI手法を選択することも可能である。その場合にあっては、当該手法について優先的検討を実施するものとする。

これらの他に、公的不動産の利活用、民間建設借上方式及び特定建築者制度等の手法が挙げられる。

(1) 公共施設等の設計・建設・改修、維持管理・運営等を行う手法

① PFI手法

BTO方式 Build-Transfer-Operate	<p>民間事業者が公共施設等を設計・建設し、施設完成直後に公共側に施設の所有権を移転し、民間事業者が維持管理・運営等を行う方式</p> <ul style="list-style-type: none">・サービス購入型のPFI事業等で広く採用されており、採用されている施設の種類は多岐にわたる。・維持管理・運営期間中の民間事業者の業務範囲は、長期間の契約の対象とすることが適切か等の観点から検討・決定される。 <ul style="list-style-type: none">○ 業務範囲に、設計・建設、維持管理・運営等を含むことが一般的○ 対価は維持管理・運営期間に支払うことが一般的
BOT方式 Build-Operate-Transfer	<p>民間事業者が公共施設等を設計・建設し、維持管理・運営等を行い、事業終了後に公共側に施設の所有権を移転する方式</p> <ul style="list-style-type: none">・民間事業者が利用料金収入を直接受けるなど民間事業者の裁量の余地が広いPFI事業等で採用されている。・民間事業者が維持管理・運営期間中に公共施設等の所有権を有しているため、改修等を含め、維持管理・運営等の自由度が広くなっている。 <ul style="list-style-type: none">○ 業務範囲と契約はBTO方式と同様○ 対価は維持管理・運営期間に支払うことが一般的

<p>B O O 方式 Build-Own-Operate</p>	<p>民間事業者が公共施設等を設計・建設し、維持管理・運営等を行い、事業終了時点で施設等を解体・撤去するなど公共側への施設の所有権移転がない方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理・運営期間を施設の需要期間や耐用年数等に合わせができる P F I 事業等で採用されている。 ・損傷や陳腐化等により一定のサイクルで更新すべき施設での活用が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務範囲と契約は B T O 方式と同様 ○ 対価は維持管理・運営期間に支払うことが一般的
<p>B T 方式 Build-Transfer</p>	<p>民間事業者が公共施設等を設計・建設し、公共側に施設の所有権を移転する方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の建設後、別の公共施設等とともに一括して、建設を行う民間事業者以外の者に維持管理・運営等を委託する P F I 事業等において採用されている。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務範囲に、設計・建設を含むことが一般的 ○ 対価は、施設の引渡しまでに支払うことが一般的
<p>R O 方式 Rehabilitate-Operate</p>	<p>既存の公共施設等の所有権を公共側が有したまま、民間事業者が施設を改修し、改修後に維持管理・運営等を行う方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改修や大規模修繕が必要な既存施設について、改修等及び維持管理・運営を委託する P F I 事業等において採用されている。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務範囲と契約は B T O 方式と同様 ○ 対価は維持管理・運営期間に支払うことが一般的

② PFI手法以外の手法

D B O方式 ※ Design-Build-Operate	<p>民間事業者に公共施設等の設計・建設と、維持管理・運営等を一括して発注する方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設の分野等で、PFI手法と並び採用されている。 ・資金調達、所有は公共側が担うスキーム。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務範囲に、設計・建設、維持管理・運営等を含むことが一般的 ○ 設計・建設の対価は、施設の引渡しまでに支払うことが一般的
D B 方式 Design-Build	<p>民間事業者に公共施設等の設計・建設を一括して発注する方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の建設後、建設を行う民間事業者以外の者に維持管理・運営等を委託する。 ・資金調達、所有は公共側が担うスキーム。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務範囲に、設計・建設等を含むことが一般的 ○ 対価は施設の引渡しまでに支払うことが一般的
E S C O Energy-Service-Company	<p>民間事業者が施設・設備の改修や導入等、省エネルギー改修に係る設計、施工、維持管理等の包括的なサービスを公共に提供する方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施の結果得られる省エネルギー効果を民間事業者が保証。 ・事業費の支払に当たっては、定期的に省エネルギー効果の計測・検証を行い、保証された効果を確認することにより、毎年度契約された額を支払うこととなる。 ・基本的に、この保証された光熱水費の削減額の範囲内で、すべての事業費を賄うものである。

※D B O方式は資金の調達を公共側が担うことから、PFI事業ではないが、PFI法に則り事業を進める事例も見受けられる。特に運営の期間が長期間に渡る場合にその傾向が強いと解される。

(2) 公共施設等の維持管理、運営等を行う手法

① PFI手法

公共施設等運営事業（コンセッション）	利用料金を收受する公共施設等について、公共側が施設の所有権を有したまま、民間事業者が運営権を取得し、施設の維持管理・運営等を行う方式 <ul style="list-style-type: none">・利用料金を收受する施設等で、民間事業者による効率的な維持管理・運営が期待される事業において採用されている。・空港、水道、下水道、道路、文教施設、公営住宅が重点分野として取り組まれている。
O方式 Operate	民間事業者に公共施設等の維持管理・運営等を長期契約等により一括発注や性能発注する方式

② PFI手法以外の手法

指定管理者制度	公の施設の維持管理・運営等を管理者として指定した民間事業者に包括的に実施させる手法 <ul style="list-style-type: none">・対象施設は「公の施設」に限定されるが、広く採用されている。
包括的民間委託	公共施設等の維持管理・運営段階における複数業務・複数年度の性能発注による業務委託 <ul style="list-style-type: none">・維持管理・運営を長期間包括して性能発注により業務委託し、最適な時期・方法で補修等を行うことにより、維持管理費等の削減が期待される施設（プラント等）で採用されている。

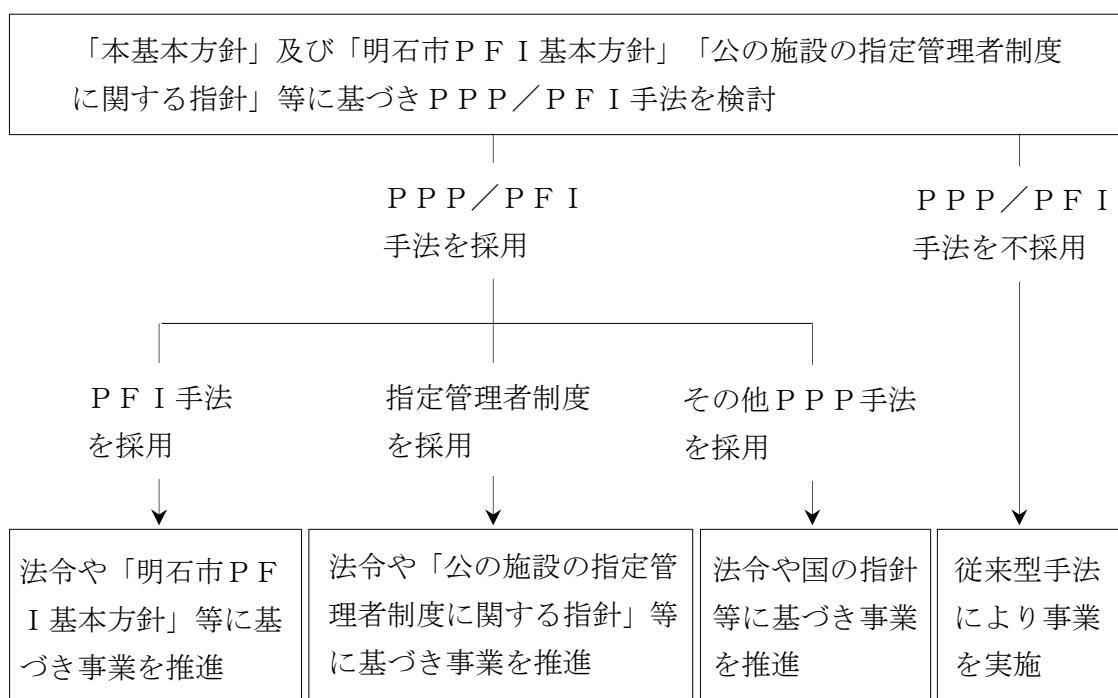
< P P P ／ P F I 手法の比較 >

	施設提供 (設計・建設)	サービス提供 (維持管理・運営)	資金調達	サービス水準 決定・監視
従来型公共事業	公 共	公 共	公 共	公 共
P P P 手 法	包括的民間委託	公 共	民 間	公 共
	指定管理者制度	公 共	民 間	公 共
	DB方式	民 間	公 共	公 共
	DBO方式	民 間	民 間	公 共
	公共施設等運営権方式	公 共	民 間	民 間
	PFI方式	公 共	民 間	公 共
	BT方式	民 間	公 共	民 間
P F I 手 法	BTO、BO T、BOO、 RO方式	民 間	民 間	民 間
	民 嘗 化	民 間	民 間	民 間

4 本基本方針の位置付け

本基本方針は、公共施設等の整備等で採用する事業手法を決定するまでのプロセスをとりまとめたものである。具体的な事業手法の決定にあたっては、本基本方針と併せ、「明石市PFI基本方針」「公の施設の指定管理者制度に関する指針」等に基づき検討する必要がある。

また、導入決定後は、採用手法に応じて、「明石市PFI基本方針」「公の施設の指定管理者制度に関する指針」等に基づき手続きを進めることとする。



5 優先的検討の開始時期

次に掲げる場合に、事業担当課は従来型手法に優先して多様なPPP/PFI手法を検討することとする。

公共施設等の整備を伴う場合には、建物等の竣工までの期間を考慮し、適切な時期に検討を開始する必要がある。

- ・新たに公共施設等の整備（建設、製造、改修等）を計画するとき（基本構想、基本計画等の策定、整備方針の検討時等）
- ・公共施設等の集約化又は複合化等を検討するとき
- ・公共施設等の運営等の見直しを行うとき
- ・市有地の未利用資産等の有効活用を検討するとき

6 優先的検討の対象とする事業

次の（1）及び（2）双方に該当する公共施設整備事業（建設、製造、改修、維持管理、運営、企画、サービスの提供を含む。）を優先的検討の対象とする。

（1）次のいずれかに該当する公共施設整備事業

- ・建築物又はプラントの整備等に関する公共施設整備事業
- ・利用料金の徴収を行う公共施設整備事業
- ・民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が期待できる公共施設整備事業

（2）次のいずれかの基準を満たす公共施設整備事業

- ・施設整備費の総額が10億円以上の公共施設整備事業
- ・単年度の維持管理・運営費が1億円以上の公共施設整備事業
(運営等の見直しを伴わない施設・設備等の改修時を除く。)

（3）対象事業の例外

上記（1）及び（2）の該当状況によらず、次に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

- ・既にPPP／PFI手法の活用が前提とされている公共施設整備事業
- ・競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく官民競争入札・民間競争入札（市場化テスト）の導入が前提とされている公共施設整備事業
- ・民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- ・災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

7 適切なPPP／PFI手法の選択

(1) PPP／PFI手法選択の協議

優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、事業担当課は、別紙1の検討手法選択フローチャート（参考）等を活用し、PPP／PFI手法を検討するものとする。

この場合において、複数の手法を組み合わせることが効果的と認められる事業については、複数の手法の複合化を検討するものとする（例えば、BT0方式、公共施設等運営権方式及び指定管理者制度の複合化）。

また、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を検討できるものとする。

優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、適切なPPP／PFI手法の活用可能性を検討するため、事業所管課と都市開発室等は、以下のとおり協議を行うものとする。

本協議では、優先的検討の対象であるか確認を行うとともに、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP／PFI手法の検討を行うものとする。

PPP手法のうち PFI手法及びDBO・DB方式	左記以外のPPP手法
協議窓口： <u>都市開発室</u>	協議窓口： <u>財政健全化室</u>

(2) 簡易な検討の実施

選択したPPP／PFI手法について、次の「8 簡易な検討」を実施するものとする。

(3) 導入可能性の検討等を経ずに行う導入手法の決定

検討手法が次に掲げるものに該当する場合で、上記(1)の協議において、当該事業の同種の事例の過去の実績に照らし、手法の導入が適切であると認められると判断された場合は、次の「8 簡易な検討」及び「9 詳細な検討」を経ずに、検討手法の導入を決定できるものとする。

・指定管理者制度
・包括的民間委託

8 簡易な検討

(1) 検討資料の作成

事業担当課は、次の①及び②に示す資料を作成することとする。

① PPP／PFI 導入可能性検討調書等

別紙2のPPP／PFI 導入可能性検討調書及び別紙3のPPP／PFI 導入可能性チェックシートにより、検討手法の導入可能性について検討を行う。

ただし、同様の内容が網羅されていれば、別紙2のPPP／PFI 導入可能性検討調書について様式は問わない。

② PPP／PFI 手法簡易定量評価調書

別紙4のPPP／PFI 手法簡易定量評価調書により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、検討手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額の比較・検討を行うものとする。

なお、別紙4に記載している各費用等の要素は一例であり、個別の事業の特性、経済情勢等に応じ、その内容を適宜変更することとする。

- ・公共施設等の整備（建設、製造、改修等）の費用
- ・公共施設等の運営等の費用
- ・民間事業者の適正な利益及び配当
- ・調査に要する費用
- ・資金調達に要する費用
- ・利用料金収入

ただし、検討手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認められるときは、上記にかかわらず、次に掲げる評価資料又はその他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる資料を作成するものとする。

- ・民間事業者への意見聴取を踏まえた評価資料
- ・類似事例の調査を踏まえた評価資料

(2) 詳細な検討実施の適否

上記(1)の資料に基づき、事業所管課と都市開発室等は以下のとおり協議を行い、次の「9 詳細な検討」を行うかどうか判断する。

ただし、簡易な検討を行った結果、従来型手法と比較し、明らかに検討手法に優位性があると認められる場合は、「9 詳細な検討」を経ずに、検討手法の導入を決定できるものとする。

P P P 手法のうち P F I 手法及びD B O・D B 方式	左記以外のP P P 手法
<u>都市開発室</u> と協議	<u>財政健全化室</u> と協議

9 詳細な検討

(1) 導入可能性調査

「8 簡易な検討」において詳細な検討を行うと判断された公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較・調査を行う。

比較・調査においては、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、検討手法を導入した場合との間で、費用総額等を比較し、検討手法の導入の適否を評価するものとする。

(2) 検討手法の導入の決定

「(1) 導入可能性調査」等を踏まえ、以下のとおり協議を行う。

PPP 手法のうち PFI 手法及び PFI 法に則り 事業を進める DBO 方式	左記以外の PPP 手法	
	DBO、DB 方式	その他 (指定管理者制度、 包括的民間委託等)
PFI 事業審査委員会（事務局： 事業担当課）にて協議	都市開発室と協議	財政健全化室と協議

※ PFI 事業審査委員会については、「明石市 PFI 基本方針」を参照

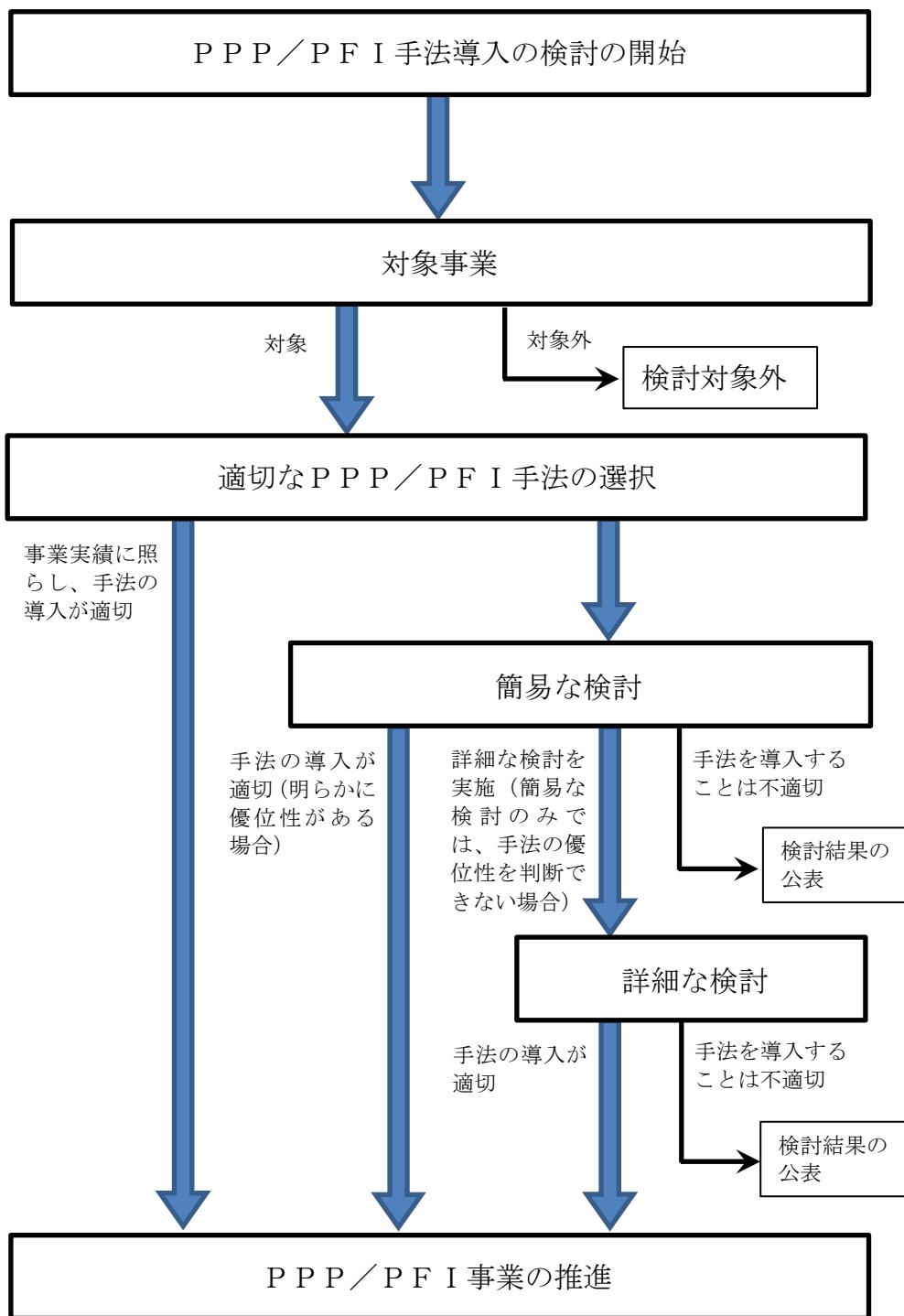
10 検討結果の公表

「8 簡易な検討」又は「9 詳細な検討」の結果、PPP／PFI手法の導入に適しないと決定した場合には、事業担当課は、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

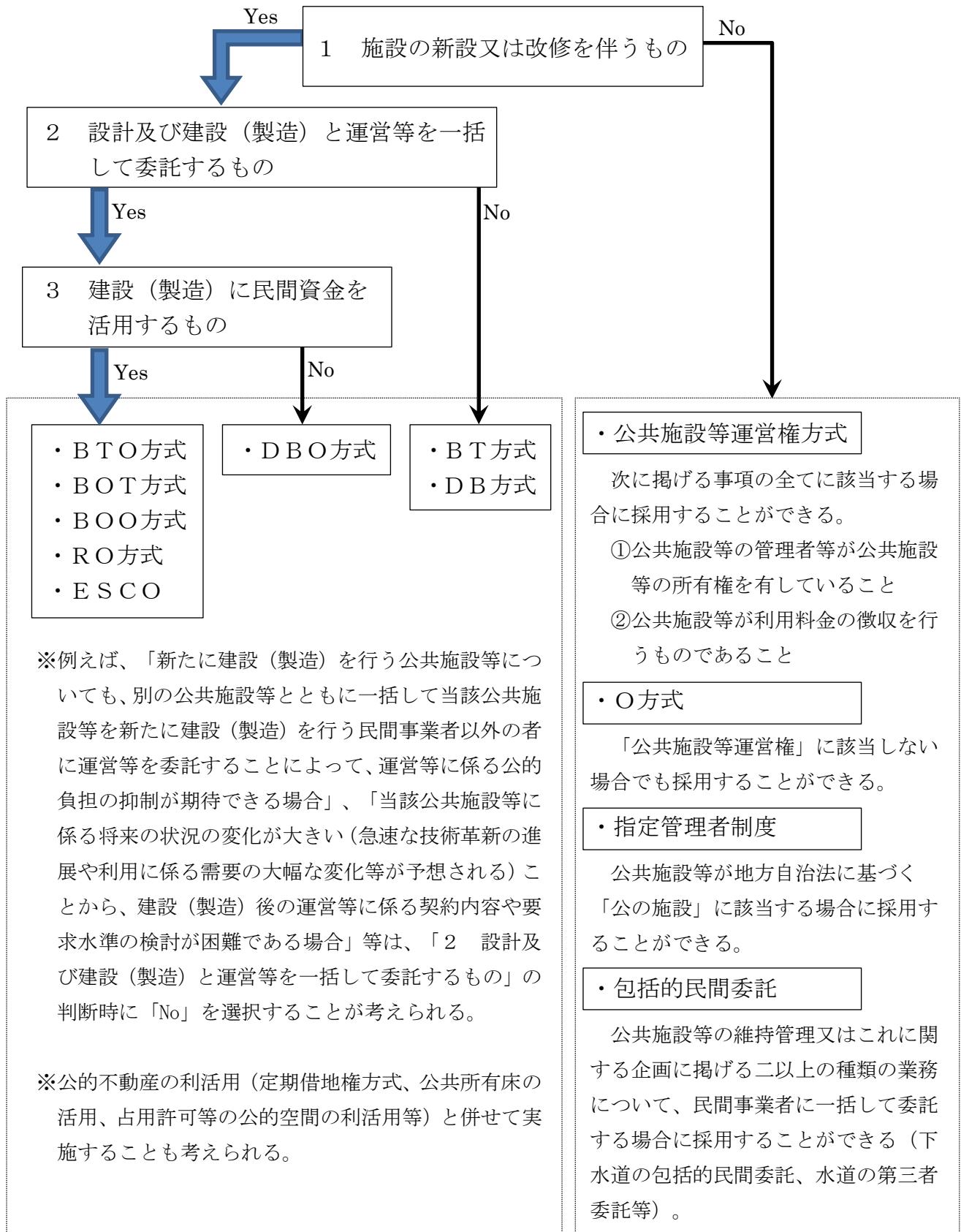
1	公表事項	PPP／PFI手法を導入しないこととした旨及び当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項
	公表時期	PPP／PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
2	公表事項	PPP／PFI手法簡易評価調書の内容（「9 詳細な検討」の結果を踏まえて更新した場合は当該更新した後のもの）又は、客観的な評価結果の内容（当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらるものに限る。）
	公表時期	入札手続の終了後等適切な時期

1.1 優先検討プロセス

PPP／PFI手法導入の検討の開始から検討結果の公表までのプロセスについて以下に示す。



検討手法選択フローチャート（参考）



別紙2

P P P ／ P F I 導入可能性検討調書

事業名				担当課	
(1)施設概要	施設名				
	事業概要				
	公の施設	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 一部該当 (該当施設：) <input type="checkbox"/> 該当しない			
(2)土地関連	所在地				
	敷地面積 (m ²)				
	各種規制	用途地域		建ぺい率 (%)	
		容積率 (%)		高さ制限	
その他規制					
(3)整備関連	整備種別	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 現地建替 <input type="checkbox"/> 移転建替 <input type="checkbox"/> 改修 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	施設面積	建築面積 (m ²)		延床面積 (m ²)	
		(現面積)		(現面積)	
	スケジュール	従来型手法の場合		検討手法の場合	
(4)維持管理	業務名	業務内容			
(5)運営	業務名	業務内容			

		他自治体における同類・類似施設PPP／PFI導入事例					
(6) 他市事例	事業名	事業手法	延床面積	事業期間	VFM	備考	
(7) 事業担当課評価	可能性のある 事業手法	<input type="checkbox"/> BTO <input type="checkbox"/> BOT <input type="checkbox"/> BOO <input type="checkbox"/> RO <input type="checkbox"/> ESCO <input type="checkbox"/> DBO <input type="checkbox"/> BT <input type="checkbox"/> DB <input type="checkbox"/> 公共施設等運営権方式 <input type="checkbox"/> O方式 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 包括的民間委託 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 直営以外は困難					
		<input type="checkbox"/> サービス購入型 <input type="checkbox"/> ジョイントベンチャー型 <input type="checkbox"/> 独立採算型					
		【理由】					
	一括発注できる業務	<input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 建設 <input type="checkbox"/> 運営 <input type="checkbox"/> 施設管理 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
		【理由】					
	特記事項						

P P P / P F I 導入可能性チェックシート

チェック項目	備 考
1 市が当該事業を行う必要があるか。又は、優先して実施すべきか。	
行政による関与の必要性は高くないか。 <input type="checkbox"/> 行政は一部のサービス水準を決定するが、最終的な事業への責任は民間が負う <input type="checkbox"/> 行政は事業目的やサービス水準を提示し、民間事業者はそれらが達成される範囲で事業を実施する <input type="checkbox"/> 行政が運営の条件すべてを決定し、民間事業者が実施する <input type="checkbox"/> 公共が直接事業を行う必要がある	
2-(1) P P P 手法導入による障害となる現行法制度の制約等がないか。	
施設設置者（又は所有者）が法令等により制限されないか。 <input type="checkbox"/> 制限されない <input type="checkbox"/> 一部制限される <input type="checkbox"/> 制限される	
施設管理者が法令等により制限されないか。 <input type="checkbox"/> 制限されない <input type="checkbox"/> 一部制限される <input type="checkbox"/> 制限される	
2-(2) 民間事業者の経験、ノウハウ等の活用余地がある事業かどうか。	
民間に同種・類似の業務が存在するか。 <input type="checkbox"/> 多く存在する <input type="checkbox"/> ある程度存在する <input type="checkbox"/> 存在しない	
民間ノウハウの活用により効率的なサービスの提供が可能か。 <input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> ある程度可能 <input type="checkbox"/> 不可能	
民間の創意工夫の活用の余地があるか。 <input type="checkbox"/> 創意工夫の活用の余地が大きい <input type="checkbox"/> ある程度創意工夫の活用の余地がある <input type="checkbox"/> 創意工夫の活用の余地がない	
民間の技術ノウハウの活用の余地があるか。 <input type="checkbox"/> 活用の余地が大きい <input type="checkbox"/> ある程度活用の余地がある <input type="checkbox"/> 活用の余地がない	
2-(3) 民間事業者の参入が見込まれる事業かどうか。	
安定的かつ継続的なサービス需要が見込まれるか。 <input type="checkbox"/> 将来にわたって安定したサービス需要が見込まれる <input type="checkbox"/> 将来的にある程度安定したサービス需要が見込まれる <input type="checkbox"/> 将来においてサービス需要の変化が予想される	

※ 各項目欄内の□のチェック項目は、上方ほど可能性が高く、下方ほど可能性が低くなる。

チェック項目	備 考
収益性は投資回収も可能か。 <input type="checkbox"/> 収入で初期投資や運営費用の回収まで可能 <input type="checkbox"/> 収入で運営費用まで賄えるが投資回収は困難か不可能 <input type="checkbox"/> 収入で運営費用を賄えない	
事業計画の具体化にあたり民間との役割分担が明確化できるか。 <input type="checkbox"/> 明確化できる <input type="checkbox"/> ある程度明確化できる <input type="checkbox"/> 明確化できない	
民間に期待する成果が明確であるか。 <input type="checkbox"/> 明確である <input type="checkbox"/> ある程度明確である <input type="checkbox"/> 明確でない	
民間の競争原理が働くか。 <input type="checkbox"/> 多くの民間事業者の参入が見込まれる <input type="checkbox"/> ある程度の民間事業者の参入が見込まれる <input type="checkbox"/> 民間事業者の参入が見込めない	
補助金制度があるか <input type="checkbox"/> 補助金制度があり、PFIにも適用がある <input type="checkbox"/> 補助金制度はない <input type="checkbox"/> 補助金制度があるが、PFIには適用されない	
2-(4) 事業スケジュールに余裕はあるか。 事業スケジュールにPFI導入可能性調査や特定事業の選定など時間的余裕はあるか <input type="checkbox"/> 事業の開始（契約）までに2年程度の余裕がある <input type="checkbox"/> 事業の開始（契約）までに1年ほどしかない <input type="checkbox"/> 早急に事業化を進めなければならない	
2-(5) 適当な事業規模はあるか。VFMは確保できるか。 事業規模（用地取得関係は除く）はどの程度か。 <input type="checkbox"/> 事業規模は約10億円以上 <input type="checkbox"/> 事業規模は約10億円未満	
一括発注が可能か <input type="checkbox"/> 建設、維持管理及び運営を一括して発注できる <input type="checkbox"/> 建設及び維持管理を一括して発注できる <input type="checkbox"/> 一括発注できない	
性能発注が適しているか。 <input type="checkbox"/> 性能発注が適している <input type="checkbox"/> 概ね性能発注が可能であるが、一部仕様発注する必要がある <input type="checkbox"/> 性能発注に適さない	

※ 各項目欄内の□のチェック項目は、上方ほど可能性が高く、下方ほど可能性が低くなる。

PPP／PFI手法簡易定量評価調書

	従来型手法 (公共施設等の管理者等が自ら 整備等を行う手法)	検討手法 (候補となる PPP／PFI 手法)
整備(建設、製造、改修等)費用		
<算出根拠>		
運営等費用		
<算出根拠>		
利用料金収入		
<算出根拠>		
資金調達費用		
<算出根拠>		
調査等費用		
<算出根拠>		
税金		
<算出根拠>		
税引後損益		
<算出根拠>		
合計		
合計(現在価値)		
財政支出削減率		
その他 (前提条件等)		

P P P／P F I 手法簡易定量評価調書（記載の根拠）

(1) 従来型手法による場合の費用 (PSC) の算定根拠

公共施設等の整備（建設、製造、改修等）の費用	
公共施設等の運営等の費用	
民間事業者の適正な利益及び配当	
調査に要する費用	
資金調達に要する費用	
利用料金収入	

(2) 検討手法を導入した場合の費用の算定根拠

公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	
公共施設等の運営等の費用	
利用料金収入	
資金調達に要する費用	
調査に要する費用	
税金	
民間事業者の適正な利益及び配当	

(3) その他の仮定

事業期間	
割引率	